



偏差値 67.55
順位 32位

第1問 答案用紙<1>
(監査論)

素点 25.5/50

偏差値 70.4

問題 1

問 1

財務諸表全体レベルの重要性をリスクに示す全般的な対応が必要か
どうかを判断するために、また、財務諸表全体レベルの重要性をリスクに、何々の
アサーションを考慮すべきことがあり、当該リスクを減らすことが、アサーションの
重要性をリスクに減らす際に必要となる可能性があるからである。

問 2

近年では、国際的な標準においてもリスク評価の重要性が高まり、また、監査人によるリスク評価
に関するリスク対応が適切でないことが指摘を受けている。したがってアサーション
において、リスク評価の強化を図る必要がある。固有リスクの性質に着目して、重要な
負債表示がもたらされる要因について調査することが、重要な負債表示、リスクの
率のリスクに与えるために、固有リスクの評価が重視されるようになった。
+ 固有リスクと結合リスクを分けた。

問題 2

問 1

審美的専門家のこの判断により、最終的に税引前利益等の指標を決定し、この指
標に対して、規定の割合を適用して重要性の基準を決定する。

問 2

重要性の基準値が画一的に設定された場合には、適当な金額よりも大きい金額が設定
され、緩和された監査手続を行い、重要性を減らす。看過し、監査の有効性に問題が生じ
た。重要な負債表示を基準ではないと判断し、減った意見を表明する可能性が高まる。
また、適当な金額よりも小さい金額が設定された場合は、過度に厳しい手続を行い、監査の効
率は問題が生じたり、基準ではない負債表示を基準であると判断して、減った意見を表明する
可能性がある。したがって、画一的に決まらず、個々の監査人の判断により、決定される。



2
4

第1問 答案用紙<2>
(監査論)

問題 3

問 1

経営者は企業の内部統制とそれに整備・運用の責任を負っている。
そのため、経営者に対して質問を行うことで、経営者の誠実性や信頼性などの他の
内部統制システムの基礎となる統制環境の分析が、経営者が構築した企業の内部統制
に関する情報が収集できる。よって、統制リスクを評価する際には、経営者の質問
しなければならない。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合： アクションプランの重要なリスク、
リスクを評価する際には、内部統制が有効に運用されていると想定する
場合には、運用評価手続を立案し、実施しなければならない。

その理由：監査人は監査リスクを合理的な低い水準に抑えるために、評価した重要な
脆弱なリスクに対応するために、総リスクの水準を決定して、手続を実施する。内部統制が
有効に運用されていると想定している場合には、重要な脆弱なリスクのうち、総リスク
が低いと評価し、重要な脆弱なリスクが低いと評価され、内部統制に依存して監査
を実施し、実施手続を軽減することになる。そのため、総リスクでの内部統制
の評価が正しいかどうかを判断するために、運用評価手続を立案して実施し、内部統制が総
的に有効に運用されているかどうかによって、それから適切な監査手続を定める必要がある。

評	点



0 3 0 7 0 1

3
4

第2問 答案用紙<1>

(監査論)

満点 27/50

偏差値 64.7

問題 1

【仮定1】 P社の経理が、P社にP社として、追加的な監査手続を定めてもよい。S社の不正行為、他の規定や他部門で審議の行為の有無に関して判断する。P社のP社がP社を監査手続が入手できていない。

【結論の種類】 結論：不明

【根拠】 第2期第1四半期財務諸表において、訂正が変更かどうか判断できなかつたこと。が四半期財務諸表に与える影響に重要性と広範性があり、結論を表明できないからである。

【仮定2】 S社の不正行為においてP社がP社を監査手続が入手できていないが、他の規定や他部門において、不正が行われていないことにおいて、P社がP社を監査手続が入手している。

【結論の種類】 附条件結論

【根拠】 第2期第1四半期財務諸表において、訂正が変更かどうか判断できなかつたこと。が、四半期財務諸表に与える影響に、重要性はあるが、広範性はないと判断できるからである。

問題 2

問 1

監査人XはP社と監査手続の条件の変更を行うこととなるため、監査人Xは、P社の訂正後の連任財務諸表の監査と対応するため、監査の前提条件が満たされているか、追加的な監査が実行できるかどうかを判断し、受嘱がある場合には、監査人XとP社の経理との間で、変更後の契約条件に合意、それを監査契約書において、記述しなければならぬ。



0 3 0 7 0 2

4
4

第2問 答案用紙<2> (監査論)

問2

P社の第三者類会の調査課と利用するにあたり、監査人はP社の第三者類会が行った調査の系統の適切性について評価しなくてはならない。具体的には、第三者類会のS社のCFDに対する不正に関する事象の指摘が結論の整合性、合理性、及び他の監査証拠との整合性について評価する必要がある。よって、監査人の目的に照らして適切ではないと判断した場合に、第三者類会の調査の目的について合意をとり、監査人と両者が追加的に手配を果す。

問3

【記載区分】 強調事項区分又はその他の記号事項区分
 【記載事項】 以前に発行したP社の2019年10月期決算及び有価証券報告書並びに、2020年10月期決算に含まれた運用資産の売却を理由とするS社のCFDの不実行を、以前に提出した監査報告書について訂正する。

評	点